



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和8年(2026)1.1 瞳月 (No.387)

# ペルダ通信



メール・アドレス [hi-perda@shine.tnc.ne.jp](mailto:hi-perda@shine.tnc.ne.jp) URL <http://www.hi-perda.com>

\*お客様に愛され 地域社会に貢献し 社員の幸せを実現する\*  
気づきが 自分を変えていく しごとより いのち おたがいさま  
社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員  
会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 活き活き



バランスのとれた食事は バランスのとれた心と身体をつくる 毎日おいしく しっかり三食

## 新年あけまして おめでとうございます

昨年のご厚情に感謝申し上げ 本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。  
今年も、下請法・労働安全衛生法・労働施策推進法・労働基準法などの改正  
が予定されています。本年もタイムリーな情報をお届けします。皆さんにとって、ご自身、ご家族に幸多かれと貴社の発展をお祈りいたします。



### ✓ 「中小受託取引適正化法」へ (又は「取適法」: 令和8年1月1日施行) 第1回

「優位的地位にある委託事業者」から、中小受託取引の公正化と中小受託事業者の利益を保護するため、下請法が改正されました。1月1日から施行されました。

●適用対象となる発注者 (委託事業者) = ①取引の内容、②資本金額、③常時使用従業員数の3項目で定めていて、該当すれば、「優位的地位にある」ものとして取り扱われます。委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしている。

●取引の内容 = 適用対象となる取引は委託内容によってそれぞれ条件が定められている。委託取引内容は次の通りです。1. 製造委託 = 物品の販売、製造を請け負っている事業者が企画、品質、形状、デザインなどを指定して他の事業者に物品の製造・加工などを委託すること。2. 修理委託 = 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、修理の一部を他の事業者に委託すること。3. 情報成果物作成委託 = ソフトウェア、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者に作成を委託すること。4. 役務提供委託 = 運送やビルメンテナンスなどのサービス (役務) の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託すること。5. 特定運送委託 = 販売品、製造品、修理品、情報成果物などの運送を他の運送業者に委託すること。

委託事業者 (発注者) には4つの義務が課されています。これについては、次回に掲載します。

### ✓ 26年以降改正予定の労働法関係法は !

\*ハラスメント対策の強化 (カスタマーハラスメントの防止、求職者に対するセクハラ防止)

\*女性活躍の推進 (男女間賃金格差、女性管理職比率の情報の公表など)

\*治療と仕事の両立支援の推進 (職場における治療と就業の両立の促進など)

\*労働基準法の40年ぶりの大幅な改正

第3回ペルダ回 開催 令和8年2月13日 (金) 13:30~  
「別 紙 参 照」



「日本国憲法」(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行：NHK:みんなとわたしの憲法より)

4. (個人の尊重と公共の福祉：第13条) すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び福祉追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。=本条は、個人の尊重を最高の人権価値とし、生命、自由及び幸福追求の権利を保障しています。すべての国民一人ひとりが最大限に尊重されますが、同時に他人の人権も侵害してはなりません。「幸福追求権」については、この規定がそれ自体として具体的な権利性を持つのかで争いがありますが、通説、判例は具体的な権利性を持つものとして肯定しています。憲法は、すべての人権を網羅して明記、保障するものではないので、本条の「個人の尊重」「幸福追求権」を根拠として社会情勢に応じた新しい人権が主張されてきました。例えば、「環境権」「日照権」「眺望権」「嫌煙権」など。しかし、人権のインフレ化を懸念する声もあり、実際に判例が認めた新しい人権は、みだりに指紋押捺を強制されない自由と、プライバシーの権利の肖像権だけです。

#### ✓ 労働者に対する商品の買取り強要（自爆営業）(厚生労働省：パワーハラ指針に！！)

\*厚生労働省は、「商品の買取り強要（自爆営業）」について、パワーハラスメント防止法のガイドラインに含めることを検討しています。近年、使用者が労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して自社の商品・サービスを購入させる行為（以下、「商品の買取り強要等」という。）が様々な分野で発生しおり問題となっている。例えば、営業職の従業員に、いわゆる「ノルマ」として売上目標を設定し、ノルマが未達成であった場合に従業員に商品を購入するように圧力をかけるようなケース。商品の買取り強要は、労働者の経済的損失や精神的苦痛につながるとともに、民法や労働法令上問題があります。

＜例＞従業員ごとにノルマが設定され、ノルマ未達成の場合は、人事上の不利益取り扱いを受けることを明示したところ、ノルマ達成のため、従業員は自分の判断で商品を購入。⇒労働契約法第15条（懲戒権の乱用）に違反し、懲戒権の濫用として無効になる可能性があります。

#### ※ 「商品の買取り強要等」に関連するパワーハラスメントとは

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、次の3つの要素をすべて満たすものといいます。●優越的な関係を背景とした言動、●業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、●労働者の就業環境が害されるもの。パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、「業務の遂行に関し必要以上に長時間叱責を繰り返し行う」「他の労働者の面前で大声で威圧的な叱責を繰り返し行う」「新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する」などがありますが、このような言動がノルマ達成に関連して行われた結果として、労働者がノルマ達成のために、その自由な意思に反して自社の商品・サービスを購入することも考えられます。

「過去には感謝を 現在には信頼を 未来には希望を」

オットー・フリードリッヒ・ボルノウ（ドイツの教育学者）



☆静岡県の最低賃金 1,097円 です！

☆マイナ保険証で受診を！ 自己負担額のみで高額療養費は解決！

☆天は自ら助くる者を助く (サミュエル・スマイルズ(自助論))

12月分はお休みします

12月1日現在●静岡県人口(前月比人)：内訳：自然動

態人減(出生人・死亡人)：社会動態人(転入人・転世帯数) ●静岡市人口(前月比人)：世帯数( )